

## 寒川町告示第44号

寒川町町税条例附則第20項又は第21項に基づき寒川町長が定める三輪以上の軽自動車は、令和元年9月18日付け「神奈川県及び寒川町による軽自動車税の環境性能割を課さない三輪以上の軽自動車及び減免する三輪以上の軽自動車に関する確認書」において、軽自動車税の環境性能割を課さない車両又は減免する車両と確認した車両とする。

令和元年10月1日

寒川町長 木村 俊雄